

令和5年1月17日 公告

住之江区南港K、F岸壁背後及び南埠頭東側岸壁浸水対策工事に伴う設計業務委託(その1-2)

特記仕様書の一部に記載誤りがありました。下記正誤表をご確認ください。

訂正箇所	誤	正
特記仕様書P6 電気設備設計 9)その他 業務内訳(参考資料)	報告書等作成	削除



	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
打合せ		1.50	1.50	1.50		
設計計画			1.20	1.60		
現地調査等				2.40	2.40	2.40
移設の検討			0.40	2.00	3.60	6.40
設計条件				0.80	2.40	
照査			1.20	0.80	0.80	
報告書等作成			0.40	0.80	1.60	2.80

5. 測量

1) 基準点測量

基準点測量は、4級基準点測量とする。

2) 中心線測量

中心点は原則10m間隔で設けるものとし、途中の変化点及びその他設計上必要な点も測量すること。なお、中心点は極力港湾利用の妨げにならないように設置すること。

3) 仮BM設置測量

3級水準測量により行うこと。港湾利用等の支障にならない堅固な場所に設置すること。

4) 縦断測量

中心点の地盤高を測定し、途中の地盤（線形）等が変化する箇所、構造物などの点も測定すること。

5) 横断測量

原則として、中心点毎に中心線に対しは直角に地盤高を測定すること。また、変化点や構造物などの点も測定すること。

6) 現地測量

(1) 別紙図面に示した範囲について、現地測量を行うこと。なお、縮尺は1/250とし、必要に応じて国土地理院より街区基準点データを入手すること。

(2) 現地測量に際しては、既設構造物（照明、擁壁、フェンス、電柱、各種配管・配線、路面標示、マンホール、ガードレール等）や現地状況（地形、支障物件等）についても把握すること。

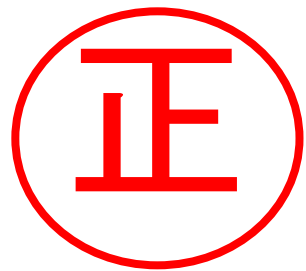
7) その他

(1) 測量の実施にあたっては、関係法令及び規定等を遵守し、関係先と作業工程等について十分協議すること。

(2) 現地での調査及び測量等に際しては、安全を期すこと。

(3) 測量に使用する水準基標は以下のとおりとする。

水準基標名	平成24年度標高
0681	O.P. +3.1004m
65	O.P. +4.0198m



	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
打合せ		1.50	1.50	1.50		
設計計画			1.20	1.60		
現地調査等				2.40	2.40	2.40
移設の検討			0.40	2.00	3.60	6.40
設計条件				0.80	2.40	
照査			1.20	0.80	0.80	

5. 測量

1) 基準点測量

基準点測量は、4級基準点測量とする。

2) 中心線測量

中心点は原則10m間隔で設けるものとし、途中の変化点及びその他設計上必要な点も測量すること。なお、中心点は極力港湾利用の妨げにならないように設置すること。

3) 仮BM設置測量

3級水準測量により行うこと。港湾利用等の支障にならない堅固な場所に設置すること。

4) 縦断測量

中心点の地盤高を測定し、途中の地盤（線形）等が変化する箇所、構造物などの点も測定すること。

5) 横断測量

原則として、中心点毎に中心線に対しは直角に地盤高を測定すること。また、変化点や構造物などの点も測定すること。

6) 現地測量

(1) 別紙図面に示した範囲について、現地測量を行うこと。なお、縮尺は1/250とし、必要に応じて国土地理院より街区基準点データを入手すること。

(2) 現地測量に際しては、既設構造物（照明、擁壁、フェンス、電柱、各種配管・配線、路面標示、マンホール、ガードレール等）や現地状況（地形、支障物件等）についても把握すること。

7) その他

(1) 測量の実施にあたっては、関係法令及び規定等を遵守し、関係先と作業工程等について十分協議すること。

(2) 現地での調査及び測量等に際しては、安全を期すこと。

(3) 測量に使用する水準基標は以下のとおりとする。

水準基標名	平成24年度標高
0681	O.P. +3.1004m
65	O.P. +4.0198m